

川崎市都市農地貸借に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、自らの耕作の事業の用に供するため都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借権による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者が作成する、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定に関し、法、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成30年政令第234号）、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地
- (2) 都市農地 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区、及び、同法第10条の2第1項の規定により定められた特定生産緑地の区域内の農地

(3) 都市農業 都市農地において行われる耕作の事業

(事業計画の認定の申請)

第3条 事業計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による事業計画の認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人の場合である場合には、その定款又は寄附行為の写し

(2) 申請者が農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）であって農事組合法人又は株式会社である場合には、その組合員名簿又は株主名簿の写し

(3) 申請者が農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認会社（以下「承認会社」という。）が構成員となっている農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し

(4) 申請者が農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 11 条の 50 第 1 項の規定による農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合、農業協同組合連合会及び地方公共団体（以下「農業経営組合等」という。）の場合である場合並びに申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地所有適格法人（以下「農作業常時従事者等」という。）である場合には、賃借権等の設定に関する契約書の写し又は契約書の案

(5) 申請者が前号に掲げる者以外の場合には、賃借権等の設定に関する契約書の写し

(6) 申請者が行う都市農地の耕作に関する営農計画書

(7) 賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の全部事項証明書

(8) 賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の位置を示す
地図及び公図の写し

(事業計画の認定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか、法第4条第3項各号に掲げる要件の全てに該当するかどうかを審査するものとする。

2 市長は、前項の申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求めるものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果適当と認めた場合には農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、第1項の審査の結果適当と認められない場合であって、申請者が第2項の補正又は追完の求めに応じない場合には、当該申請を却下又は認定しないものとする。

4 市長は、前項の認定若しくは却下又は認定しないこととしたときには、遅滞なく、様式第2号による認定書を申請者に交付するとともに、第3項本文の決定を行った農業委員会に通知するものとする。

(認定都市農地の利用状況の報告)

第5条 前条第3項本文の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る都市農地(以下「認定都市農地」という。)の利用状況について、様式第3号により、当該認定を受けた事業計画に記載された賃借権等の存続期間中、毎年、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告期日は毎事業年度の終了後3月以内とする。なお、認定事業者が法人以外の個人事業者であり、かつ、事業年度を設けていない場合には、3月31日とする。

3 第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 農地の利用状況が把握できる現況写真

(2) 認定事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し

4 市長は、第2項の報告期日後3か月を経過しても報告書の提出がない場合には、認定事業者に対し速やかに報告書を提出するよう求めるものとする。

5 市長は、報告書の提出があった場合は、記載事項及び添付書類に不備がないか確認し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地の利用状況の把握が困難と認められるときは、この補正又は追完を求めるものとする。

(事業計画の変更)

第6条 認定を受けた事業計画を変更しようとする認定事業者は、様式第4号による事業計画の変更の認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当しない場合は、様式第5号による事業計画の変更の届出書を変更後に届出ればよいものとする。

(1) 賃借権等の設定を受ける都市農地の変更

(2) 認定都市農地の地目又は面積の変更(面積の変更にあつては、当該認定都市農地の面積に占める当該変更に係る認定都市農地の面積の割合が5分の1を超える物に限る。)

- (3) 認定を受けた賃借権等の種類、始期及び存続期間
 - (4) 認定都市農地における耕作の事業の内容の変更
 - (5) 前4号に掲げる変更のほか、認定事業計画の重要な変更
- 3 第1項の事業計画の変更の認定については、第4条第1項ないし第3項を準用する。
- 4 市長は、前項の認定若しくは却下又は認定しないこととしたときには、遅滞なく、様式第6号による事業計画の変更の認定書を申請者に交付するとともに、第4条第3項本文の決定を行った農業委員会に通知するものとする。

(勧告)

第7条 市長は、次の各号のいずれか(農業経営組合等にあつては第1号、農作業常時従事者等にあつては同号から第3号までのいずれか)に該当すると認める場合には、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、様式第7号により、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

- (1) 認定事業者が、第4条第3項本文の認定を受けた事業計画に従って耕作の事業を行っていないとき。
- (2) 認定事業者が認定都市農地において行う耕作の事業によって、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- (3) 認定事業者が、耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行っていないとき。
- (4) 認定事業者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないとき。
- (5) 認定事業者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員

等のいずれもが当該法人の行う耕作の事業に常時従事していないとき。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、農業委員会の決定を経て、様式第8号により、認定事業計画を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他の手段により、事業計画につき第4条第3項本文の認定を受けたとき。

(2) 法又は法に基づく命令に違反したとき。

(3) 前条の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わないとき。

(あっせん)

第9条 市長は、法第4条第3項第4号に規定する条件に基づき賃貸借等が解除された場合又は前条の規定により認定事業計画を取り消した場合には、当該解除又は取消しに係る都市農地の所有者に対し、当該都市農地についての賃貸権等の設定に関し、あっせんその他の必要な援助を行うものとする。

(賃貸権の解除の届出)

第10条 認定事業計画に従って認定都市農地について設定された賃貸権に係る賃貸借の解除を、法第4条第3項第4号に規定する条件に基づき行おうとする認定事業者は、様式第9号に賃貸権等の設定に関する契約書の写しを添付して、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、届出に係る賃貸借の解除が賃借人がその農地を事業計画に従って耕作の事業を行っ

ていないと認められる場合に行われるものであるかどうか、届出書の記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを審査し、その受理又は不受理を決定し、様式第10号により通知するものとする。

- 3 市長が届出を受理又は不受理としたときは、その旨を様式第2号により申請者に通知するとともに、第4条第3項本文の決定を行った農業委員会に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号

事業計画の認定申請書

年 月 日

川崎市長 様

申請者住所

氏名<名称・代表者>

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、事業計画（法第 4 条第 1 項の「事業計画」をいう。以下同じ。）の認定を申請します。

事業計画

【I 共通項目】

1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所(注)

氏名又は名称	住 所

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況（法第4条第3項本文関係）

年間従事（予定）日数		備 考(注)
現 状	賃借権等の設定後	

注：賃借権等の設定後の年間従事計画日数が150日未満の場合であるが、その行う耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は、その旨を記載すること

【Ⅱ 選択項目】

Ⅱの記載項目については、次の申請者ごとに示す項目について記載すること

ア 農業の経営を行うために賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び地方公共団体

：5-1

イ 賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人

：5-1、5-2及び6

ウ 農地所有適格法人

：5-1、5-2、6及び9

エ イ以外の個人

：5-1、5-2、6及び7

オ ア及びウ以外の法人

：5-1、5-2、6、7及び8

5-1 申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況

（法第4条第3項第3号関係）

所有地		農地面積 (m ²)	田	畑	樹園地	
	自作地(注1)					
	貸付地(注1)					
		所在・地番	地目 登記簿 現況		面積 (m ²)	状況・理由
	非耕作地(注2)					
所有地以外の土地		農地面積 (m ²)	田	畑	樹園地	
	借入地(注1)					
	貸付地(注1)					
		所在・地番	地目 登記簿 現況		面積 (m ²)	状況・理由
	非耕作地(注2)					

注1：「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。

注2：「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

5-2 申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況（法第4条第3項第3号関係）

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田		畑		樹園地		
作付(予定)作物							
権利取得後の面積(m ²)							

(2) 大農機具(注1)

数量	種類					
確保しているもの	所有 リース					
導入予定のもの(注2) (資金繰りについて)	所有 リース					

注1：「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等をいう。

注2：導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載すること。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年、その他（ ）

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在： (農作業経験の状況：)
	増員予定： (農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在： (農作業経験の状況：)
	増員予定： (農作業経験の状況：)

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

6 周辺地域との関係（法第4条第3項第2号関係）

権利を取得しようとする者の権利取得後における耕作の事業が、権利を設定しようとする農地の周辺の農地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を次の欄に記載してください。

（例えば、農薬の使用方法の違いによる耕作の事業への支障等について記載してください。）

--

7 地域との役割分担の状況（法第4条第3項第5号関係）

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを次の欄に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

--

8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況及び従事計画（法第4条第3項第6号関係）

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作の事業への従事状況

その法人が耕作の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 　　か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 　　か月（直近の実績）

年 　　か月（計画（見込み））

9 農地所有適格法人としての事業等の状況

①-1 事業の種類

区 分	農 業		左記農業に該当しない事業 の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

①-2 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

② 構成員全ての状況

ア 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は次のいずれかの状況				
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

権利関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

イ 農業関係者以外の者（ア以外の者）

氏名又は名称	議決権の数
議決権の数の合計	
権利関係者の議決権の割合	

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

③ 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

④ 重要な使用人の農業への従事状況

③の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間 150 日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

「9 農地所有適格法人としての事業等の状況」の記載に当たっての留意事項

1 「農業」には、次に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「①－1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「②－2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の認定申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地を耕作の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

4 「②ア農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「②ア農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

様式第 2 号

事業計画認定書

川崎市指令経農地第 号

住所

氏名 様

(年号) 年 月 日付けをもって認定申請のあった別記土地に係る事業計画について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定により認定します。

(年号) 年 月 日

川崎市長 (印)

※ 認定しない又は却下をする場合にあっては、様式本文中「認定する」とあるのを、「次の理由により認定しない」又は「次の理由により却下する」とし、その理由を記載する。

(別記)

所在	地番	地目		地積 (m ²)	権利の 種類	所有者(注)	
		登記簿	現況			住所	氏名又は名称

(注) 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

※ 市長が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について認定をせず、又は条件を付して認定する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を神奈川県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

様式第3号

認定都市農地の利用状況の報告書

年 月 日

川崎市長 様

住所

氏名<名称・代表者>

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

(年号) 年 月 日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第4条第1項の認定を受けた都市農地（以下「認定都市農地」という。）について、法第5条の規定に基づき次のとおり報告します。

【I 共通項目】

1 法第5条の認定事業者（以下「認定事業者」という。）の氏名等(注)

氏名又は名称	住所

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

2 報告に係る農地の所在等

所在・地番	面積(m ²)	所有者(注1)		備考(注2)
		住所	氏名	

注1：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

注2：登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載

3 認定事業者の行う耕作の事業の実施状況

<p>・ 則※第3条第1号の事業（事業計画に記載した同号イからハの(3)までの基準のうち該当するものについて、下欄イからハの(3)までの右欄のいずれか1箇所以上に「○」を記載し、その右欄に事業名用の実施状況を記載）</p>		
イ		
ロの (1)		
ロの (2)		
ハの (1)		
ハの (2)		
ハの (3)		
<p>・ 則※第3条第2号の事業(注)</p>		
<p>(事業計画に記載した耕作の事業の事業内容の実施状況を具体的に記載)</p>		

※ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）をいう。

注) 本報告に係る都市農地の所有者が生産緑地法施行規則第3条第2項の規定（主たる従事者が農林漁業の業務に1年間に従事した日数の1割以上当該業務に従事した都市農地の所有者）の適用を受ける場合は、本申請に係る都市農地の所有者が行う当該都市農地についての農林漁業の業務の従事計画（年間従事日数等）についても「則第3条第2号の事業」欄に記載すること

【Ⅱ 選択項目】

Ⅱの記載項目については、次の認定事業者ごとに示す項目について記載すること

ア 農業の経営を行うために賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び地方公共団体

: なし

イ 賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人及び農地所有適格法人

: 4及び5

ウ イ以外の個人

: 4、5及び6

エ ア以外の法人

: 全て

4 認定事業者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況

所有地	農地面積 (m ²)	田		畑	樹園地	
		自作地(注1)	貸付地(注1)			
所有地以外の土地	農地面積 (m ²)	田		畑	樹園地	
		借入地(注1)	貸付地(注1)			
所有地	農地面積 (m ²)	所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		
所有地以外の土地	農地面積 (m ²)	所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		

注1: 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。

注2: 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

5 周辺地域との関係

認定事業者が行う耕作の事業が、認定都市農地の周辺の農地の農業上の利用に及ぼしている影響を次の欄に記載してください。

(例えば、農薬の使用方法の違いによる耕作の事業への支障等について記載してください。)

--

6 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担の状況について次の欄に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

--

7 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況(注)

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作の事業への年間従事日数

注：当該事業年度において法人の行う耕作の事業に常時従事した業務執行役員（耕作の事業に常時従事した業務執行役員がない場合には、重要な使用人）の氏名、役職名及び耕作の事業への年間従事日数を記載してください。

なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

様式第4号

事業計画の変更の認定申請書

年 月 日

川崎市長 様

申請者住所

氏名<名称・代表者>

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

(年号) 年 月 日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号。以下「法」という。)第4条第1項の認定を受けた都市農地について、法第6第1項の規定に基づき、事業計画(法第4条第1項の「事業計画」をいう。以下同じ。)の変更の認定を申請します。

事業計画(注1・2)

注1: 事業計画の様式は様式第1号の事業計画のとおりとする。

注2: 変更前の記載内容を変更後の記載内容の上段に括弧書きで記載する等変更した内容が分かるよう記載することとする。

様式第 5 号

事業計画の変更の届出書

年 月 日

川崎市長 様

住所

氏名<名称・代表者>

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

(年号) 年 月 日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の認定を受けた都市農地について、法第 6 第 2 項の規定に基づき、事業計画（法第 4 条第 1 項の「事業計画」をいう。以下同じ。）の変更を届け出ます。

事業計画(注1・2)

注 1：事業計画の様式は様式第 1 号の事業計画のとおりとする。

注 2：変更前の記載内容を変更後の記載内容の上段に括弧書きで記載する等変更した内容が分かるよう記載することとする。

様式第6号

事業計画の変更の認定書

川崎市指令経農地第 号

住所

氏名 様

(年号) 年 月 日付けをもって変更の認定申請のあった別記土地に係る事業計画について、
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条第3項の規定により認定します。

(年号) 年 月 日

川崎市長 (印)

※ 認定しない又は却下をする場合にあっては、様式本文中「認定する」とあるのを、「次の理由により認定しない」又は「次の理由により却下する」とし、その理由を記載する。

(別記)

所在	地番	地目		地積 (m ²)	権利の 種類	所有者(注)	
		登記簿	現況			住所	氏名又は名称

※ 市長が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について認定をせず、又は条件を付して認定する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を神奈川県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

様式第7号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第7条第1項の規定による勧告書

川崎市指令経農地第 号

住所

氏名 様

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第7条第1項第○号に該当することから、同項に基づき、次のとおり、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、法第4条第3項の認定を取り消すことがありますので御留意願います。

(年号) 年 月 日

川崎市長

(印)

1 都市農地の所在等

所在・地番	地目		地積 (m^2)
	登記簿	現況	

2 勧告の理由

〇〇のため、法第7条第1項第○号に該当します。

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

(年号) 年 月 日

様式第 8 号

川崎市指令経農地第 号

住所

氏名 様

(年号) 年 月 日付けでした都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の認定について、法第 7 条第 2 項第○号に該当することから次のとおり当該認定を取り消します。

(年号) 年 月 日

川崎市長 (印)

1 認定を取り消す都市農地の所在等

所在・地番	地 目		面 積 (m ²)	備 考
	登記簿	現況		

2 法第 7 条第 2 項第○号に該当する事由

※ 市長が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について認定をせず、又は条件を付して認定する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を神奈川県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

様式第9号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第8条第3項の規定による届出書

年 月 日

川崎市長 様

住所

氏名<名称・代表者>

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

次の農地について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第4条第3項第4号の要件により同条第1項の認定を受けて設定された賃借権を解除するので、法第8条第3項の規定により届け出ます。

1 届出に係る農地の賃貸人及び賃借人の氏名等(注)

	氏名	住所
賃貸人		
賃借人		

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

2 届出に係る農地の所在等

所在・地番	地目		面積 (m ²)	備考(注)
	登記簿	現況		

注：登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なる場合に登記簿上の所有者を記載

3 賃貸借契約の内容

4 賃借人が法第4条第1項の認定を受けた事業計画に従って耕作の事業を行っていない状況の詳細

5 賃貸借を解除しようとする日

6 農地の引き渡しの時期

7 その他参考となるべき事項

受 理 通 知 書

川崎市指令経農地第 号

住所

氏名 様

(年号) 年 月 日付けで届出書の提出があった都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定による賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し、(年号) 年 月 日にその効力が生じたので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

(年号) 年 月 日

川崎市長 (印)

1 届出に係る農地の賃貸人及び借借人の氏名等(注)

	氏 名	住 所
賃貸人		
借借人		

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

2 届出に係る農地の所在等

所在・地番	地 目		面 積 (m ²)	備 考 (注)
	登記簿	現況		

3 届出書が到達した日(注)

(年号) 年 月 日

注：届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。

※ 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理し、平成年月日にその効力が生じたので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「次の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。

※ 市長が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を神奈川県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」